

## 柏崎市飲食関連事業者等事業継続支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛等の影響を受けて、売上の減少が続いている飲食関連事業者等に対し、予算の範囲内で、柏崎市飲食関連事業者等事業継続支援金（以下「市支援金」という。）を支給することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新潟県が実施する新潟県事業継続支援金（以下「県支援金」という。）の支給決定を受けている飲食関連事業及びタクシー事業・自動車運転代行業を営む者
- (2) 市内に本社又は事業所を有する者
- (3) 市税を滞納していない者

(市支援金の額)

第3条 市支援金の支給額は、1事業者当たり10万円とする。ただし、市内で複数の店舗又は事業所を営んでいる事業者は、1事業者当たり20万円とする。

(支給の申請)

第4条 市支援金の支給を受けようとする者は、柏崎市飲食関連事業者等事業継続支援金支給申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 県支援金の支給決定通知書の写し
- (2) 市税完納証明書
- (3) 振込先口座の通帳の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(支給決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の内容を審査し、速やかに市支援金の支給の可否を決定し、その旨を申請者に柏崎市飲食関連事業者等事業継続支援金支給・不支給決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(支給の条件)

第6条 この市支援金は、次の各号に掲げる事項を条件として支給するものとする。

- (1) 市支援金に係る市の検査や報告に協力すること。
- (2) 市支援金の申請に係る第4条の申請書及び添付書類の原本を、市支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(支給の時期)

第7条 この市支援金の支給は、第5条の決定をした日から起算して7日以内の日とする。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、申請に虚偽その他不正があったことが判明したときは、第5条に規定する支給決定を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により市支援金の支給を取り消した場合で、既に市支援金の支払を完了しているときは、申請者に対し、柏崎市飲食関連事業者等事業継続支援金支給決定取消及び返還通知書(別記第3号様式)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 3 申請者は、前項の規定により市支援金の返還を命ぜられたときは、その市支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じた加算金(市支援金の額に年率10.95%の割合を乗じて得た額)を納付しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- (失効)
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、市支援金の支払については、令和4年5月31日までの間は、なおその効力を有する。